

令和4年11月10日

新型コロナウイルス感染症対応等について

○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症対応等として必要な以下の9の取組を実施します

【感染症対策】

◆ 高齢者施設自費検査費補助金

◆ 障害者施設自費検査費補助金

[健康福祉局]

感染拡大防止等を図るため、施設利用者もしくは施設従事者等に陽性者が発生した施設において実施した自費検査費用を助成するもの。

◆ 新型コロナウイルス感染症対策事業

[健康福祉局]

医療機関のひっ迫を解消するため、医療機関等及びドライブスルー形式で抗原定性検査キットを配布したものの経費について負担するもの。

◆ 職員給与費

[健康福祉局]

感染症対策業務の増加により、時間外勤務手当を増額するもの。

【原油価格・物価高騰】

◆ 障害者通所施設等整備事業

[健康福祉局]

障害者通所施設を整備する社会福祉法人に対して、建築資材の価格の高騰分の補助金単価の所要額を増額するもの。

◆ 一般廃棄物収集運搬業者燃料費支援金

[環境局]

一般廃棄物収集運搬業者に対して、安定的かつ継続的な収集運搬体制を維持するため、燃料費の高騰分を助成するもの。

◆ **施設園芸燃油高騰対策事業** [経済労働局]

施設園芸に取り組む農業者に対して、経営の安定化を図るため、燃料費の高騰分を助成するもの。

◆ **港湾運送事業者支援事業** [港湾局]

中小港湾運送事業者に対して、地域経済を支える物流の維持・確保を図るため、燃料費の高騰分の一部を助成するもの。

◆ **地域公共交通推進事業** [まちづくり局]

タクシー及びバス事業者に対して燃料費高騰分の一部を助成するもの。

※今後、補正予算案を提出し、順次、取組を進めます。